

待機児童解消 市の積極対応 求める

平成29年度解消へ

— 安心して子育てができる宇都宮へ —



	H29年度末までの確保目標数
北西部区域	0人
西部区域	47人
本庁区域	123人
北東部区域	45人
南東部区域	144人
東部区域	142人
南西部区域	129人
上河内区域	0人
市域全域(住宅訪問型)	2人
計	628人

確保目標数は、現時点での推計値をもとに算出。

宇都宮市では、平成27年3月、「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子供を生み育てられる環境を整えていくために、「質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供」や「保育の量的拡大」、「地域における子育て支援の充実」に取り組んでいます。

計画では、平成29年度末を目標に待機児童を解消、保育士の確保及び処遇改善策を掲げ、具体的には利用定員の見直しや小規模保育事業等の新設、保育士の資質向上や就業定着のための研修会、県と共同での

自由民主党議員会では、「子育て環境の充実」を平成28年度予算の重点要望項目に掲げるとともに、市議会第2回定例会一般質問で、熊本和夫副会長が待機児童対策への市の具体的な取組を求めるなど、子育て環境の充実に積極的に取り組んでいます。

「とちぎ保育士・保育所支援センター」の設置などの事業に取り組んでいます。

この計画の目標として、平成29年度末に待機児童を解消するため、利用定員の見直しを除く保育の受け皿として990人分の確保目標数を掲げました。

なお、この確保目標数については、平成28年4月においては、628人となっており、平成27年度の確保数をもとに推定。

こうした中、平成28年4月1日時点の宇都宮市の待機児童数は、29人となっております。

また、全国的に待機児童が5年ぶりに増加した事態を受けて、今年3月、国が緊急対策を公表。宇都宮市では、国が緊急対策で示した利用定員を超えた柔軟な児童の受け入れ保育を担う多様な資格職等の活用

ICT化の推進による保育士の事務負担軽減に取り組むこととしていきます。

宇都宮市は、こうした取組により、一日も早い待機児童解消を目指すこととしており、自民党議員会においても、引き続き待機児童解消に向け取り組んでまいります。

市民の声

市民の方から本紙をはじめとする当会の活動等に関する数多くのご意見・ご要望等が寄せられています。下記にその一部をご紹介します。

- ・LRTの設置が決まり、一日も早い着工とJR宇都宮駅西側への延長についても前向きに進めていただくようお願いいたします。
対応 LRTについては、運営するライトレール株式会社も設立され、今年度の着工に向けて具体的に進展していくと思われます。JR宇都宮駅西側への延長については今年度調査検討する予定になっています。議員団としても計画が停滞することがないように一層の努力を続けてまいります。
- ・宇都宮の無認可保育所での死亡・虐待事故が全国に報じられ、悲しく思っています。二度とこのようなことがないように、議会でも積極的に対策を講じて欲しいと思います。
対応 今回の事件については、議員団としても深刻に受け止めています。子どもの生命の安全や虐待防止に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様の情報提供もよろしくお願いたします。
- ・段差があったり、手すりがあったり、体育館などの公共施設などで高齢者が利用しにくいところがあります。高齢者が増えていく中、高齢者にやさしい施設や街の再点検をお願いします。
対応 バリアフリーの環境を整備するよう、関係機関に伝えるとともに、日常的に高齢の方々为社会参加できるようなまちづくりを進めてまいります。

今後とも、多くのご意見・ご要望をお寄せください。

児童福祉法を改正

6月3日公布
平成29年4月1日施行

児童虐待対応強化へ

改正の概要

児童福祉法の理念の明確化
児童は健全な成長・発達や自立が図られること等の権利を有すること、国、都道府県、市町村の役割・責務を明確化等
児童相談所の体制強化等
弁護士の配置、児童福祉司の配置基準の見直し、児童福祉司の研修義務化、臨検・捜索手続きの簡略化等
市町村の体制強化
児童相談所設置自治体の拡大(特別区で設置可能)、要保護児童対策地域協議会調整機関への専門職の配置、子育て世代包括支援センターの法定化等
被虐待児童への自立支援
18歳以上の者に対する支援の継続、児童自立生活援助事業の対象者見直し等

【検討規定等】

施行後5年を目途として、任意で設置が可能な中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、国はその設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

自由民主党議員会ではこれまで、児童虐待の防止に積極的に取り組んでまいりました。他の先進的な事例も参考にしながら、引き続き児童虐待の防止に努めてまいります。

全国の児童相談所における児童虐待の相談対応件数が年々増加する中、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化を図るため、児童福祉法が改正されました。今回の改正では、児童福祉法の理念の明確化、児童相談所の体制強化等、市町村の体制強化、被虐待児童への自立支援などが明記されました。

宇都宮市の取組

平成23年4月に要保護児童対策地域協議会の調整機関である「子ども家庭支援室」を設置し、教職員や保

他の先進的取組

香川県の高松高等検察庁では、全国で初めて検察庁主宰による児童相談所、警察、医師、市町村、学校等の情報と意見交換の場を設定し、児童虐待の再犯防止に向けて取り組んでいます。

健師、保育士など専門職を配置。児童相談所や学校、警察等の関係機関と連携を図りながら、迅速かつ適切な児童虐待対応に努めています。

また、本年4月には、子育てに関する身近な相談機関として、子育て世代包括支援センターを市内5箇所(設置。妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を通して、児童虐待の発生予防に取り組んでいます。